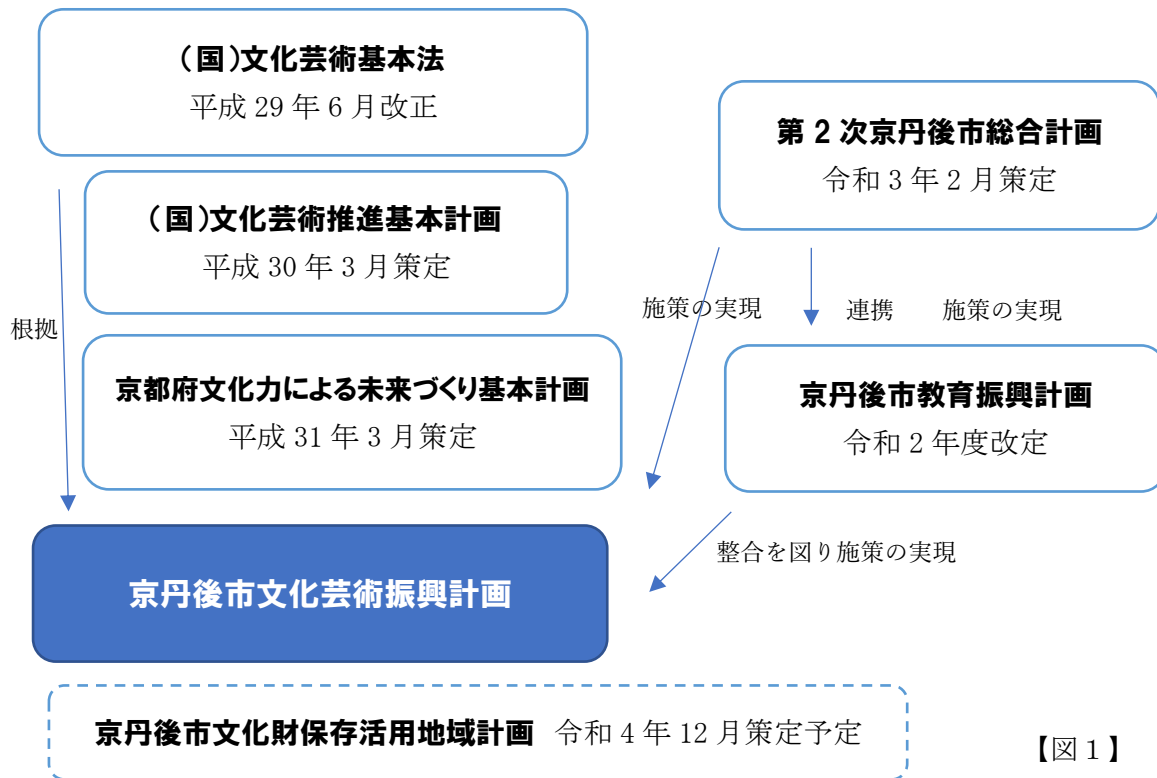


計画の位置づけ

- 本計画は文化芸術基本法に基づいて策定します。また、京丹後市総合計画を上位計画とし教育振興計画の実施計画の一つとして位置づけます。

計画の期間

- 令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とし、文化芸術を取り巻く社会情勢の変化や計画の進捗により必要に応じて見直すものとします。



【図 1】

R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
【国】第 3 期教育 振興基本計画 H30～R4			次期									
京都府教育振興プラン R3～R12										次期		
京都府文化力による未来 づくり基本計画 H31～R5			次期									
第 2 次京丹後市総合計画 H27～R6					次期							
京丹後市教育振興計画 H27～R6					次期							
			京丹後市文化芸術振興計画 R5～									

【図 2】